

平成 30 年度第 1 回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

平成 30 年 8 月 3 日 (金)

都庁第一本庁舎 42 階北塔 特別会議室 A

午後1時31分開会

○猪俣生活安全課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成30年度東京都商品等安全対策協議会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また大変お暑い中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから、消費者行政を初め、都の事業へご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、本協議会の事務局を務めております生活安全課長の猪俣と申します。どうぞよろしく願いいたします。会長と進行を交代させていただくまでの間、司会を務めさせていただきます。

ここからは着座にて失礼させていただきます。

2点ほど、まずお話しさせていただきます。本日は、大変お暑くなっておりますので、上着など適宜お脱ぎになるなどご対応いただければと思っております。また、お手元にマイクがございます。今、私も使っておりますけれども、こちらですが、ご発言の際は、手元にボタンが二つございますが、右側を押していただくと赤いランプがつきまして、マイクが入るようになってございます。発言を終了される時は、同じく右側を押していただいて、ランプを消していただくということで、お手数ですがお願いいたします。

なお、左側のボタンにつきましては、一時的に押し続けるとマイクが入らないような仕組みとなっておりますので、基本的な操作は右側のボタンのみで足りるというふうに思っております。

それでは、本日の議事に入らせていただく前に、本協議会の委員及び特別委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の会議次第の下に重ねて委員名簿を置かせていただいております。こちらの名簿の順に沿ってご紹介をさせていただきます。

まず、委員のご紹介です。東京消防庁参事防災部防災安全課長の岡本透委員でございますが、本日、所用のためご欠席となっており、代理といたしまして、防災安全課生活安全担当係長、高本正和様にご出席いただいております。

○高本委員代理 高本でございます。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 次に、独立行政法人国民生活センター商品テスト部長の鎌田環委員でございます。

○鎌田委員 鎌田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタ

ント・相談員協会の釘宮悦子委員でございます。

○釘宮委員 釘宮でございます。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、千葉工業大学社会システム科学部金融・経営リスク科学科教授の越山健彦委員でございます。

○越山委員 越山です。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、公益社団法人全国消費生活相談員協会週末電話相談室長の鈴木春代委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。

○猪俣生活安全課長 次に、国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報研究部門首席研究員の西田佳史委員でございます。

○西田委員 西田でございます。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、特別委員のご紹介をさせていただきます。

一般財団法人電気安全環境研究所技術部長の加藤正樹委員でございますが、本日、所用のためご欠席となっており、代理といたしまして、技術部試験技術統括グループマネジャー上参郷龍哉様にご出席いただいております。

○上参郷委員代理 上参郷です。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会事務局長の杉山智康委員でございます。

○杉山委員 杉山でございます。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、一般社団法人日本電機工業会調理家電技術専門委員会委員の鳥飼照美委員でございます。

○鳥飼委員 鳥飼です。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事の松田妙子委員でございます。

○松田委員 松田です。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、独立行政法人製品評価技術基盤機構製品安全センター専門官の三好英樹委員でございます。

○三好委員 三好でございます。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、大手家電流通協会事務局の山田真樹委員でございます。

○山田委員 山田でございます。よろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、緑園こどもクリニック院長の山中龍宏委員でございます。

○山中委員 山中です。よろしく申し上げます。

○猪俣生活安全課長 続きまして、オブザーバーの方をご紹介します。

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課課長補佐の岩井田剛様でございます。

○岩井田オブザーバー 岩井田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○猪俣生活安全課長 同じく、経済産業省商務情報政策局情報産業課課長補佐の渡辺明夫様でございます。

○渡辺オブザーバー 渡辺です。よろしく申し上げます。

○猪俣生活安全課長 7月31日付で着任されました消費者庁消費者安全課長の尾崎真美子様でございます。

○尾崎オブザーバー 尾崎です。今日はどうぞよろしく申し上げます。

○猪俣生活安全課長 ありがとうございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。次の事務局職員名簿をごらんください。

東京都生活文化局消費生活部長の吉村でございます。

○吉村消費生活部長 吉村でございます。よろしく申し上げます。

○猪俣生活安全課長 生活安全課の石井でございます。

○石井課長代理 石井です。よろしく申し上げます。

○猪俣生活安全課長 同じく松田でございます。

○松田課長代理 松田でございます。よろしく申し上げます。

○猪俣生活安全課長 同じく尾崎でございます。

○尾崎課長代理 尾崎です。よろしく申し上げます。

○猪俣生活安全課長 どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、お手元の資料のご確認をさせていただきます。今回の協議会からペーパーレス化の試行を行っておりますので、いろいろご協力いただきましてありがとうございます。お持ちの資料あるいは電子ファイル、または受付においてお配りした紙資料などをごらんください。

最初が次第になります。続きまして、委員等名簿・事務局職員名簿。次に、座席表。こ

れまでの取組のテーマ。東京都商品等安全対策協議会設置要領。ここから下は資料のナンバーが右側等に入っていますが、まず資料1、A4横の資料で、概要の説明資料。それから資料2、ここからA4縦になりますが、子供の電気ポットに関する事故事例等。資料3、電気ポットの市場の動向と安全対策。資料4、電気ポットのやけど防止に関する法令・規格・基準、取組。それから資料5、海外における子供の電気ポットに関する事故事例等。資料6、子供に対する電気ポットの安全に関するアンケート調査（案）。資料7、子供に対する電気ポットの安全に関する検証実験（案）。資料8、今後のスケジュール。

以上、資料8まででございます。

また参考資料といたしまして、製品評価技術基盤機構様から情報提供いただきました、電子式チャイルドレジスタンス機能の安全仕様（案）も添付されてございます。

なお、机上に配付させていただいたリーフレットがございますが、こちらは、昨年度の商品等安全対策協議会のテーマでございました、子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策につきまして、消費者の皆様への普及啓発用に作成したリーフレットでございます。こちらは、協議会の報告をいただいた後、消費者向けに毎回、配布させていただいているものでございます。

資料につきましては、以上となります。もし、不足等ございましたら、お手数ではございますが挙手などしていただければと思います。

それでは、続けさせていただきます。本協議会は公開とさせていただいております。協議会の開会に当たりまして、まず、消費生活部長の吉村からご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉村消費生活部長 消費生活部長の吉村でございます。

皆様方には、お忙しい中、本協議会の委員並びに特別委員にご就任いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより、東京都の消費生活行政に多大なるご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本協議会でございますが、身近にある商品等の使用に伴う被害から都民を守るため、商品等の安全対策につきまして、事業者、消費者、有識者の皆様方によりご検討いただく会議でございます。これまでにご検討いただきましたテーマにつきましては、お手元のこれまでの取組テーマという資料の中にまとめておりますけれども、これまでご検討いただいた中では子供服のひもやブラインド等のひもに関するJISの制定、ライターの子供用チャイルドレジスタンス機能の法規制、また事業者団体様による子供が素手であけにくい電

池パッケージの基準の策定など、都民にとどまらず、全国の消費者のための安全対策へつながっているところでございます。

今年度は、子供に対する電気ポットの安全対策をテーマとさせていただきました。電気ポットにつきましては、製造事業者団体様などでこれまでも安全対策にお取組んでいただいておりますけれども、いまだ子供がやけどをするケースがございます。また、やけどは重症化しやすい傾向がございますので、今回、ご検討をお願いしたいと存じます。

今般、国民生活センター、国立成育医療研究センター、東京消防庁のご協力もいただきまして東京都が調査を行いましたところ、平成25年度以降に電気ポットが原因と思われるやけどで救急搬送または受診した5歳以下の事例を206件把握いたしました。このうち、要入院と判断していた事例が4分の1ほどを占めております。

ただ、この中には電気ポット以外のものが含まれる可能性があるなど、使用実態がよくわかっていないということが、今回、安全対策を検討する上での課題となっております。

都といたしましては、本協議会での事故事例の分析やアンケートにより、電気ポットの使用実態を調査するとともに検証実験を行い、実態をしっかりと把握した上で実効性ある安全対策を検討していく必要があると考えております。

今年度の協議会には、電気ポットに関連する事業者団体の皆様方にも委員としてお加わりいただきますとともに、経済産業省、消費者庁からもオブザーバーとしてご参加をいただいております。日ごろからさまざまなお立場で安全対策にお取組になられている皆様方に多角的な視点からご検討いただきまして、子供に対する電気ポットの安全対策についてご提言いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○猪俣生活安全課長 続きまして、会長、副会長の選任をさせていただきますが、お手元でございます協議会設置要領の第6に基づきまして、消費生活部長の指名により選任することになっております。この点につきまして、部長の吉村から指名をさせていただきます。

○吉村消費生活部長 それでは、昨年に引き続きまして、会長につきましては越山委員にお願いしたいと存じます。また会長の職務を代理する委員である副会長につきましては、西田委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○猪俣生活安全課長 それでは、ご了承いただきましたので、ここから越山会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○越山会長 ただいまご指名いただきました越山です。どうぞよろしくお願いいたします。

この協議会の会長をさせていただくに当たりまして、この協議会の位置づけ、考え方、方向性などについてご紹介させていただければと思います。

私の専門は製品安全リスクに関するものですが、製品事故の問題が後を絶たないことから、まだまだ難しい部分が多くあると思っております。この協議会は、平成10年度から事業者団体の皆様、消費者団体の皆様、それから関係する有識者の皆様等に集まっていたいただき、毎年約1件の商品を取り上げ、業界団体や国等に安全対策の推進を提案させていただいております。

この協議会では、昨年度はベランダからの子供の落下事故の問題を扱いました。それ以前は子供の歯ブラシ喉突き事故の問題、コイン電池等の子供の誤飲事故の問題等を扱ってきております。

アメリカの消費者製品安全法の第15条には、安全ではない製品の定義として、一番目に安全基準・規則に適合していないもの、二番目にサブスタンシャルなハザードがあるリスク、すなわち危害の可能性のある欠陥があるものと定義されています。ここまでは日本の製品安全法の考え方とほとんど考え方は同じですが、アメリカの製品安全法ではその次に、アンリーズナブルなリスク、すなわち、安全基準への抵触がなく、欠陥もない、けど弱者である子供やお年寄り等がけがをするケースが見受けられるような場合が定義されています。

この協議会は、平成10年度に設置されて以降、特に明らかな欠陥がある問題や基準違反の問題を扱っているわけではなくて、アンリーズナブル、すなわち、子供がけがをしても、欠陥や安全基準違反ではないので、保護者は届け出や相談もできないままになりがちな商品群を取り扱うようなことをしてきております。

本年度も同じような考え方で取り組んでいければと考えております。本年度は、電気ポットによる子供のやけど事故の問題について、いろいろな方向からアプローチして、皆様のご意見、それからご協力、ご理解等を賜れば、何らかの安全対策または事故を減らす方向性についての議論ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして進行させていただければと思います。おおむね3時30分までには終了させていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いできれば幸いです。

まず、議事1、子供に対する電気ポットの安全対策に関する検討についてです。検討に

当たりまして、事故事例、安全対策の状況など事務局が資料を準備しています。

最初に、資料1から5までを一括して事務局から説明していただき、その後、ご検討をお願いしたいと思います。

それでは、説明、お願いいたします。

○松田課長代理 生活安全課の松田と申します。よろしくをお願いいたします。座ったままでご説明させていただきます。

本年度の協議会のテーマは、子供に対する電気ポットの安全対策です。本協議会で言う電気ポットとは、湯を沸騰させ、その後、一定の温度に保温して動き、必要なときに使用できるものと定義しております。主な種類の電気ポットをこの会場に展示しております。また、最近、普及しています電気ケトルにつきましても、違いがわかるように展示いたしました。

今回、電気ポットをテーマとした理由ですが、業界として安全対策に取り組んでいただいているにもかかわらず、電気ポットに起因した事故がいまだ発生しており、その実態はわからないこと、電気ポットが台所だけではなく、居室に置かれることも多く、子供の身近にあること、また電気ポットを扱う湯量が比較的多く、流水などした場合、重篤なやけど事故を引き起こすおそれがあることなどを勘案いたしまして、有識者の皆様のご意見を伺いながらテーマとして選定いたしました。

それでは、説明に入ります。お手数ですがけれども、資料1、概要説明資料と資料2から資料5までを並べてごらんいただきながら、お聞きいただければと思います。

まず、事故の実態と商品の現状について、資料2から資料5の事故事例等、市場の動向と安全対策、法令・規格・基準、取組、海外情報とその要点を示した資料1を使ってご説明いたします。

資料1の1ページと資料2、子供の電気ポットに関する事故事例等、一緒にごらんいただきたいと思います。

このたび、東京都は、東京消防庁、独立行政法人国民生活センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センターに情報提供をいただき、2013年度以降、電気ポットに起因するやけどと考えられる救急搬送、それから受診に至った5歳以下の事例について把握いたしました。

まず、部長の挨拶にもございましたけれども、前提といたしまして、電気ポットというのは類似の製品群があり、またポットという用語もさまざまな用品で使用されております。

ここでは、事故事例の中で、原因が電気ポット、それからポット等と記載された事例のうち、メーカー名、容量、製品や事故情報から電気ケトルや魔法瓶や水筒などの電気を使用しないポットと推測されるものは除いております。しかし、明らかに電気ポットに起因する事故なのか断定はできません。そのことをご承知いただければと思います。

救急搬送または受診した事例は、合計 206 件でした。そのうち、中等症以上の要入院と判断された事例は 51 件で、割合としては 25% でした。子供の年齢は、0 歳から 1 歳が多く、その中でも 6 カ月から 11 カ月に多い傾向がありました。これらの時期は、ハイハイ、それからつかまり立ち、ひとり歩きを始める段階であり、そういった行動が事故の発生に影響していることが考えられます。

資料 1 の 1 ページ、右側をごらんください。事故の原因ですが、状況が判明している 139 事例のうち 118 例、85% の事例が転倒によるものでした。その内訳は、ぶつかって転倒、電源コードをひっかけて、または引っ張って転倒などでした。転倒以外の原因としては、ボタンを押した、あるいは蒸気に触れたなどの事例がありました。

資料 2 の 10 ページに、東京都がみずから収集した事例とは別に、事故情報データベースには、乳児がロック解除キーを押して、さらに給湯キーを押すことでお湯が出てやけどを負った事例、それから 11 ページにも、古いデータとはなりますが、製品評価技術基盤機構の事故検索システムに、幼児が電気ポットの上ぶたつまみに手をかけ、立ち上がろうとしたときにポットとともに転倒し、ふたがあき、熱湯がかかりやけどを負った事例が報告されております。

また、電気ポットが置かれていた場所ですが、判明している 66 事例のうち、29 件がテーブル、20 件が床、17 件が棚やキッチン内でした。

次に、東京都が 2013 年度に実施したヒヤリ・ハット調査、これは乳幼児のやけどの危険をアンケート調査したのですが、0 歳から 6 歳までの子供を持つ男女 3,000 人のうち、電気ポットによるやけどの経験があるのは 20 件、またやけどしそうなヒヤリ・ハットの経験があるのは 73 件でございました。事故事例については以上になります。

次になります。それでは、資料 1 の 2 ページと資料 3、電気ポットの市場の動向と安全対策を一緒にごらんください。市場の動向と安全対策についてご説明いたします。

まず、電気ポットの種類についてご説明します。こちらは資料 3 の 1 ページから 2 ページに表と図でお示しをしていますので、こちらをあわせてごらんいただきたいと思います。

家庭用品品質表示法の製品別品質表示の手引きにも、電気ポットは湯を沸かした後、一

定の温度に保温しておき、必要なときに使用できるものと定義されております。電気ポットは電動ポンプでお湯を汲み出す電動給湯方式、それから電気を使わず空気の圧力でお湯を押し出すエア給湯方式、電動給湯とエア給湯の両方ができる兼用式、ハンドルを持って注ぐハンディ給湯方式の大きく4種類に分類することができます。容量は、おおむね1リットルから4リットルを超えるものまでがございます。

電気ポット以外でお湯を沸かしたり保温したりするポット類としましては、電気ケトル、魔法瓶などの保温ポットがございます。電気ケトルは沸騰させた後、保温できるものではないものがあり、容量はおおむね1リットルとなっております。魔法瓶は沸騰機能はなく、保温を目的としたものであり、卓上型ではガラス製やステンレス製があり、手動のエアポンプで給湯する比較的大容量のものと手に持って給湯する比較的小容量のものがございます。

次に、電気ポットの主な機能ですが、後でお話する安全確保を目的とするもののほかに、資料3の3ページの表に掲載しておりますような節電省エネ機能、それからおいしさを追求するための浄水でありますとかカルキ抜きの機能、それからコードレスで給湯できる機能等が挙げられております。

電気ポットの市場の動向ですが、出荷台数は1996年度に700万台を超えたのをピークに減少傾向にございます。その背景として、世帯規模の縮小によるお湯を使う量が減ったこと、また電気ケトルやペットボトルの普及などが考えられます。

資料3の5ページから、電気ポットの安全対策について紹介しております。まずロック機能ですが、誤操作によるやけどなどの事故を防止するために、ほとんどの製品にロック機能がついております。電動給湯方式の商品は、電子ロックを解除し、給湯後、約10秒後に自動的にロックされるものが増えております。そのほか、エア給湯方式では、機械式ロックを解除してから給湯する。またハンディ給湯方式では、上部の押しボタンがロックの役割を果たしており、それを解除してから給湯する商品が増えてございます。

次に、転倒流水防止機能と傾斜流水防止機能については、上ぶた内部のおもりや止水用の弁により転倒したり傾斜したりしても大量の水が流れ出ないことが担保されております。次の規格の項でより詳しく説明したいと思います。

また、電源コードをひっかけたり引っ張ったりした場合にも、コードが外れることにより本体の転倒を防止するマグネットプラグがほとんどの電気ポットに採用されております。

また、蒸気によるやけどを防ぐために、設定温度によっては沸騰前にヒーターを自動オ

フすることで、蒸気の量を抑える蒸気セーブ機能や蒸気を冷やし容器内に戻すことで蒸気を出さない蒸気レス機能を備えた製品もございます。

ところで、電気ポットのふたの開閉は、電動給湯方式やエア給湯方式では、片手であけられる構造のものが増えてございます。

市場の動向と安全対策については以上となります。

次に、法令・規格・基準、取組についてご説明いたします。資料1の3ページと資料4、電気ポットのやけど防止に関する法令・規格・基準、取組を一緒にごらんください。

まず、電気ポットは、電気湯沸器として電気用品安全法が適用され、技術基準に適合することが求められております。技術基準を抜粋して資料1、また資料4の2ページの表に記載しております。別表第8と別表第12のいずれかの基準を順守すれば技術基準に適合するものとみなされております。別表12は電気機器の安全性確保のために定められたJIS C9335-2-15、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性と同等の内容となっております。

その内容を幾つか紹介いたしますと、給水量がわかるように水位マークをつけること、突然の蒸気や熱湯の噴出がない構造であること、注水時、ふたが落ちない構造であること、3リットルを超える沸騰させる製品の転倒時の放出速度が10秒間に16L/分以下であること、電源コードは75センチメートル以下であることなどです。

電気ポットに採用されているマグネットプラグにつきましては、そのもととなった国際基準では認められておりませんが、畳の上に電気機器を置くなど日本の家屋での使用形態から、電源コードをひっかけてやけどにつながるおそれのある電熱機器などに限って認められております。

また、電気ポットの規格として、JIS C9213が定められております。このJISが適用されるのは、自動形電気ポットのポンプ式のものというふうに定義されており、電動給湯方式、エア給湯方式、兼用式がこれに該当いたします。このJISの規格では、転倒流水試験の結果、転倒後10秒間のお湯の流出水量が50ミリリットル以下であること、また10度の角度で傾斜させたときに転倒しないことが規定されております。

そのほか、ハンディ給湯方式を含め、Sマーク認証基準を適用することができます。Sマークは第三者認証機関である電気製品認証協議会がJISなどの安全基準を満たすことを認証したマークでございます。電気ポットのSマーク認証基準は、直前にお話ししたJIS C9213と同等の転倒流水試験の基準であり、Sマークを取得している電気ポットはこの基準を満たしております。

なお、この会場に展示いたしました電気ポットにつきましては、全てSマーク認証がされております。

次に、国や都の電気ポットに関する啓発的な取組をご紹介します。消費者庁では、2017年12月にニュースリリース、「炊飯器や電気ケトル等による乳幼児のやけど事故にご注意ください」を発信して、電気ポットを含む製品の使用上の注意喚起や製品の安全配慮を呼びかけております。

また、東京都では、事故事例などの説明の際に触れましたヒヤリ・ハット調査「乳幼児のやけどの危険」を2013年に行いました。この結果を踏まえまして、2014年2月に、乳幼児のやけど事故防止ガイドを発行し、その中で電気ポットに関するやけど防止対策を啓発しております。

違う視点からチャイルドレジスタンス機能に関する取り組みを紹介します。ライター、それからウオーターサーバー、電池使用製品の電池室、医薬品包装容器などでチャイルドレジスタンス機能に関する取組がなされております。操作に対して子供が発揮できない力を要求、またダブルアクションやチャイルドロックなど一連の手順に従わないと操作できないようにするといった方式がとられております。例えば経済産業省では、ウオーターサーバーの企業向けの事故防止対策として、機械式温水用蛇口の注水に要する力、それからチャイルドロック解除の要する力及び注水までの操作手順数、電気式注水ボタン及びチャイルドロック解除ボタンの位置や機能、それから温水用蛇口注水レバー、チャイルドロックの誘目性などを留意するように提言しております。

それに関連して、製品評価技術基盤機構から、押しボタンによる電子制御式チャイルドレジスタンス機能の安全使用に定めた共通規格案の提案が7月31日に公表されております。製品評価技術基盤機構から情報提供いただきましたので、資料配付いたしております。

法令・規格・基準、事故防止の取組の説明については以上となります。

次に、海外の情報についてご説明いたします。資料1の4ページの左上と資料5、海外における子供の電気ポットに関する事故事例等について、一緒に見ていただければと思います。

電気ポットによる子供の事故事例とその使用実態などをアメリカ、イギリス、フランス、シンガポール、韓国、オーストラリア、中国の7カ国で調査いたしました。そのうち、電気ポットが一般的に普及していると思われる国は中国だけでした。収集した中国の事故について具体的な状況が明らかな事故事例11事例の全てが電気ポットの転倒によ

るものでした。また、入院した子供の年齢は3歳以下でした。

そのほかの国では、電気湯沸器といたしましては電気ケトルなどが主流でございました。湯沸かし機能と保温機能を持つ電気ポットの安全性の確保等を目的とする国際規格の存在も調べましたが、確認はできておりません。また、いずれの国におきましても、電気ポットに特化した子供の事故防止対策の取組は確認できませんでした。

以上が資料5までの概要となります。

ここまで、電気ポットによる事故の実態と商品の現状についてご説明いたしました。この内容を踏まえまして、考えられる課題についてお示ししたいと思います。資料1の4ページ、左下をごらんください。

まず、電気ポットが原因と思われるやけど事故が発生していることが東京都が把握した事故事例から確かではございますが、最初にお話ししましたように、電気ポットというのは類似の製品群がありまして、またポットという用語もさまざまな製品で使用されております。ですので、明らかに電気ポットに起因するものかどうか断定はできません。つきましては、より詳細に電気ポットの使用実態を把握する必要があると考えられ、これからアンケート調査で明らかにしていきたいと考えております。

次に、電気ポットが原因と思われる事故事例から転倒によるやけど事故が相対的に多いことを把握いたしました。しかし、法廷・規格・基準のところでもご説明いたしました。そこで、電気ポットは基本的に転倒流水試験の基準を満たしていることが考えられます。そこで、転倒による事故については、本体が転倒したときに流水が起こるのかどうか、またマグネットプラグである電源コードに引っかかる、または引っ張ることで本体が転倒するのかどうか、またふたがあき、同時に転倒することによるやけど事故も発生していることから、子供がふたをあけることができるのかどうかなどを検証したいと考えております。

また、事故事例としては少ないですが、給湯ロック解除あるいは給湯操作によるやけど事故も発生しております。

そこで、給湯ロックを子供でも簡単に解除できるのかどうか、また子供でも手順を踏んで給湯操作ができるのかどうかにつきまして検証したいと考えております。

これらの検証につきましては、実験で明らかにしていきたいと考えています。アンケート調査案と検証実験案につきましては、後ほどご説明いたします。

以上となります。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは早速、検討に入りたいと思います。本日は初回になりますので、まずは各委員の皆様全員にご発言いただければと思っております。本日の資料に関する補足やご意見、安全対策についてのお取り組み等について、ご発言等いただければ幸いに存じます。大変恐縮ですが、会議の進行もございますので、ご発言はお一人一、二分でお願いできれば幸いに存じます。

それでは、まず、配付資料の関連順で皆様からご発言をお願いできればと思っております。資料2で事件事例等について事務局から説明がありました救急搬送事例等がございます。これらに関しまして、ご協力いただきました東京消防庁の高本様のほうからまず、ご意見等をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

○高本委員代理 東京消防庁の高本でございます。

東京消防庁では、救急搬送データから子供に対する電気ポットの情報を提供させていただきました。平成29年中の救急出動件数は、約78万5,000件、過去最高の件数となっております。そのうち、電気ポットなども含む都民の日常生活により生ずる事故は約13万6,000件発生しております。今回のテーマでございます子供に対する電気ポットの安全対策に関しまして、事故件数・事件事例を提供させていただきました。

東京消防庁といたしましても、ホームページ等により広報活動を行っているところでございます。都民の皆様が安全で安心を確保できますよう、皆様と協力しながら事故防止対策を推進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、医療機関ネットワークの受診事例も教えていただいております。そのご協力もしていただいております国民生活センター様から鎌田部長においでいただいております。お願いいたします。

○鎌田委員 国民生活センターの鎌田でございます。

私たちのほうからは、医療機関ネットワークという提携している全国24カ所の医療機関から寄せられる情報を精査しましたところ、こちらのほうに記載させていただいていますように、53件の事例が寄せられまして、そのうち9件が中等症の事例でございました。

私たち国民生活センターでも、過去に電気ポットあるいは電気ケトルの商品テストを行いまして、その結果を消費者の方にフィードバックするとともに、一部業界の方へ製品改善というようなことで要望もさせていただくこともありましたけども、また東京都さんが今回、この電気ポットに関する情報提供を行いたいというようなことで、継続的にこうい

う事故が起きておりますので、私たちも以前は転倒流水試験などを行いまして、大体 J I S マークですか S マークがついているものは国産の商品であればほとんど J I S 等の基準は守られているとは思いますが、それにもかかわらずこういうふうな転倒なりいろんな要因でやけど事故が起きているということは、今回、ここにお集まりの皆様方と一緒にどうしてそういう事故が起きているのか、まだまだ製品の改善が必要なのかどうか、あるいはもう製品の改善というよりも、使用者側に問題があるのかというようなところの原因を突きとめて、いい情報が出せればいいかなと考えております。よろしく願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。引き続きまして、緑園こどもクリニック院長の山中先生、お願いいたします。

○山中委員 小児科の現場におりますと、大体、生後 10 カ月から 1 歳半の間にやけどが多発しております、同じようなことが起きています。今回、東京都の協議会で電気ポットを検討されることになりました。電気ポットは J I S 規格があつて、ほとんど問題は解決したと思っていたのですが、まだやけどが起きているので、もう一回、検討していただくのは大変意義があることだと思っております。よろしく願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、資料 4 で電気ポットの市場と商品の安全対策、それから資料 5 で法令・規格・基準と事故防止の取組について、事務局から先ほど説明がございました。関係事業者団体の皆様から、これらも含めましてご意見等を伺えれば幸いに存じます。

まず最初に、電気ポットの製造事業者側の団体でございます日本電機工業会の鳥飼委員様、お願いいたします。

○鳥飼委員 発言させていただきます。日本電機工業会から参りました鳥飼です。

資料 4 ということでお伺いしていますが、ほかの資料のちょっとお話をさせてもらってもよろしいでしょうか。

やはり工業会としましては、いろいろ事故情報等を集めておりまして、先ほど山中様からもおっしゃいましたように、結構、我々のほうとしましては、J I S 規格、S マーク基準という形で電気ポット、ジャーポットに関してはかなりやってきたと思っています。確かに我々が想定しない新たな部分の発見があるかという、今回、思いがあるのは当然なんです、今回の資料 2 とかを見させていただく限りは、本当に我々の電気ポットなのかジャーポットなのかということを思っております。

ほかの資料にもたくさん書いてございますが、電気ポットに関しましては、先ほどのように保温とか温度調整するという形はかなり書かれておまして、実際、今、市場に多くなってきておりますのが電気ケトルにおきましても、保温とか温調という形が多くなっております。そのような関係から、かなりポットという大きなくくりを見ますと、かなり電気ケトル、電気ポットとのあいのことという形の商品がかなりふえてきておると。そういう関係を見ておまして、例えば資料の中でもちょっと事件事例で細かな話をすれば、2ページ目の資料品番を見ていきますと、麦茶を保温していると、そういう話を見ますと、これは我々のジャーポットではないなというようなことを感じたり、コードを引くという形でマグネットプラグというのがありますので、ちょっと疑問に感じるところは確かにあるところがございます。

特に、資料3のほうでも、海外のところでありまして、またジャーポット、実際、今、市場の規模のほう、今回なかったんですけど、資料3のほうで、2015年まで資料が出されているんで、今回、量販店の方がいらっしゃると思うんで、実際、この後、かなり今、激減しておまして、実際、我々がつかんでいる情報からいきますと、大体、この半分ぐらいでして、実際、電気湯沸器でのポットのところでいきますと、既に6割がケトルに変わっているというような実態がございます。そのケトルの中にポットとほとんど機能が同じようなのがふえてきているという形で思っております。

また、今度、法令のほうの話、我々の資料のほうの話になりますが、確かに我々、日本メーカー、電機工業会に入っているメーカーのほうの電気ジャーポットということに関しましては、転倒流出、マグネットプラグですぐ抜けるとかそういうことで、あと蒸気レスということをやっていたりいろいろ取り組んでまいりました。

ただ、その他、それ以外のところでちょっと困ったことがあるのかなという、今回はそういう勉強をさせていただきたいなというのと、もう一回まとめますけど、本当に我々のほうとしてはちょっとこのデータでジャーポットという形でこんなに危険なんだと言われてちょっとびっくりしているところが正直ございます。以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、家電製品の第三者認証基準を策定されておられます電気安全環境研究所の上参郷様、お願いいたします。

○上参郷委員代理 電気安全環境研究所の上参郷です。

この電気ポットに関する法令・規格・基準などの資料に関して補足させていただくとし

ますと、現状、結局、法規制としてあるのは、現在は電気用品安全法になります。電気湯沸器という名前で規制されておりまして、こちらは今回、言っている電気ポットだけではなくて、ケトルなども全て含まれます。こちらのほうでは、資料にあるとおり、資料で抜粋している限りの話をしますと、傾けて転倒しないという基準ぐらいしかなくて、先ほどからお話に挙げられます転倒流水に関しては、電気用品安全法の中では規制されていないという形です。

業界さんなどと事故の防止を鑑みまして、J I Sのほうにもともとありました転倒流水の試験をSマーク基準のほうに平成25年からですかね、追加したという形になっていて、Sマークに関しましては、ボランティアな認証なものですから、必ずしも全ての製品に適用されているという形ではないというところが本当の事故防止という意味では難しいところが若干残ってくるかと思います。

また、あと、このS認証の基準に関して補足させていただきますと、この転倒流水に製品を適合させるためには、やはり製品の設計を変更しないとならないという事情がどうしてもありますので、この認証の基準として制定しましたのは、平成25年の4月なんですけど、設計変更の移行期間というのを設けまして、完全に実施されたのが平成26年10月からという形になっております。ですので、平成25年4月から平成26年10月までの間は、従来の転倒流出の基準を適用しないものも認証されていたという形になっていて、そういったことを考えますと、実際に使用されている製品に関しては、まだその対策が行われていないものも大分あったのではないかなというところは感じております。

以上になります。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、製品事故に関する情報を調査分析されておられます、製品評価技術基盤機構の三好委員様、お願いいたします。

○三好委員 三好でございます。

我々は、幼児とか高齢者の規格案をつくっている機関なんですけど、過去にやりましたのは、ライターとかについているチャイルドロックの規格のお手伝いをさせていただきました。今回、私どものほうで出しましたチャイルドレジスタンスの電子式の規格案につきましては、前年度、実験をいたしまして、ロックを解除するときの基準を案として出させていただきました。

これについては、操作時間、何秒間押しておけば何歳の子ができないという操作時間、

それから、これ以上力を加えると解除できないという操作力、それと、そもそも子供の手の届く高さにボタンがなければいいということで、その操作ボタンの高さという、三つの基準の提案を出しております。

こういうものをつくりましたので、一応ご紹介しております。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

今のご説明に関しまして、ちょっと委員長のほうから質問させていただきたいのですが、このN I T E様の規格の一番上のほうに規格案だとか基準案だとかという形ではなくて、製品基盤機構案というところまでしか書いていないんですけど、これはN I T E様独自の推奨基準のような位置づけになると考えればよろしいでしょうか。

○三好委員 そちら辺のお話なんですけど、一応、たたき台という形で考えていますので、N I T Eだけの意見でありますし、まだいろいろな方々の意見はないものです。N I T E独自の考え方というところがございます。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、家電製品の流通事業者様の団体であります大手家電流通協会の山田様、お願いいたします。

○山田委員 山田でございます。

私どもは、大手の量販店になりますので、販売店という立場からしますと、実際にはなかなか店頭のほうではリスクマネジメントと申しますか、こういう危険に対してのご提案というのを先にお客様のほうにご案内をしていくということはなかなかないものですから、どちらかといいますと、やはり商品によって商品のほうでどういう安全機構があるかという訴求がしっかりとカタログないし店頭のほうで訴求されていけば、それを特化してお客様のほうにご提案していくというような形になります。

商売がどうしても我々は絡んでまいりますので、どちらかといいますと、マイナスの話から入っていくというよりは、お客様の生活に対して有用なといいますか、使い勝手のいい生活に幸せを伴うような商品であるというところのご提案が前提に商品というのは商売をしてまいりますので、どちらかというとお客様に気づきといいますか、そういうのがしっかりとできるような訴求があれば、お客様のほうからこういうことはどうなのと、安全面はどうなの、もしくは、うちは子供がいるんだけど、そのときにはどういような商品がいいのというような形でお客様からのお問い合わせがあれば、ご提案をしていくという

ような形になりますので、ご提案につながるような検討での訴求ですとか安全面の告知等が展開されれば、もしくはメーカー様のほうからそういうような商品の促しがあればいいなというふうには思っております。

商品一つ一つはこれからの検証になろうかと思えますけども、やはり安全面というよりも使い勝手面というところがどうしてもお客様の第一のご質問になりますので、そここのバランスというのが非常に大事になってこようかとは思っています。

やはりお子様がいらっしゃらない方ですと、ロックの解除に対しても使い勝手を問われるお客様もおいでになりますから、例えばその機構の問題になろうかと思えますけども、どのようなケースで使うかというのをご購入の際に先にお客様に提案をする際に、わかりやすく安全面に優先なのか使い勝手優先なのかというところもご提案できるような内容で訴求いただければ、お店のほうとしても店頭でお客様に生活提案として勧めていけるんじゃないかなというふうには、今、いろんな資料を拝見しまして考えております。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、消費者立場視点からのご意見をいただければと思っております。

最初に、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮委員様、お願いいたします。

○釘宮委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮でございます。

今回の協議会におきましては、小さなお子さん、特に1歳、それから1歳未満の方が大変多くやけどの事故に遭われているという、そのところを重視をして、取り組んでいくべきではないかと思っております。

電気ポットというのは、熱源が生活空間の近くにある、つまりハザードがすぐ近くにある、身近にあるという、そういう状況にあるのではないかなと思います。子供がやけどを負ってしまいますと、もちろん保護者の方も慌てられると思いますし、後々までやけどというのは跡が残ってしまいますので、子供たちのためにも、こういった事故がなるべく少なくなっていくことをぜひお願いしたいと思っております。

今回の協議会では、電気ポットなのか、あるいは電気ケトルなのか、実態がよくわからないというお話がありました。そのあたりのことをぜひ、明らかにしていただきたいと思っております。どういう状況で事故が起こりやすいのかということがわかると、それは消費者に

とっても大変役に立つことだと思います。

あとは、チャイルドレジスタンス機能、それが標準化されるということもとても意味があると思っています。それが製品に取り入れられることによって子供の安全が確保されることになりまし、また、チャイルドレジスタンス機能について理解を深めていくことで、ライターのチャイルドレジスタンス機能には抵抗感を示す方がいましたが、大人側に、そのようなものを少なくすることにもつながっていくと思います。ぜひ、今回もそういったことで成果が出ることに期待をいたしております。よろしくお願いたします。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、全国消費生活相談員協会の鈴木委員様、お願いたします。

○鈴木委員 相談員協会の鈴木と申します。

今、釘宮さんがおっしゃったのにプラスしまして、今回の事故例などを見ますと、どうも自宅じゃないところでも結構やけど事故があり、祖母宅ですとか親戚宅があるようなので、この点に私はちょっと注目しています。なぜならば、私の周りの方に、このポットを持っている人はいないんです。ほとんど今、先ほど工業会の方もおっしゃったように、ケトルにシフトしてきているんですね。なので、この事故例が本当にポットなのかケトル系なのか判断がつかないのと、やはりもう一つには、親戚宅ですとか祖母宅は、居室にそのまま電気ポットを置いておくというのは結構高齢者の習慣ではないかなと思いますので、その辺をアンケートの中で探れたらいいかなと思っています。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、子供目線を持った安全で良質な商品の推奨を行っておられますキッズデザイン協議会様のほうから、杉山委員様、お願いたします。

○杉山委員 杉山でございます。

ちょっと協議会のご案内をさせていただきたいんですが、キッズデザイン協議会というのがキッズデザインを通じまして次世代を担う子供たちの健やかな成長・発達につながる社会環境の実現ということを理念に置きまして、企業 70 社のほか、合計で 113 の団体・個人が集っています NPO 法人になります。

子供や子供の産み育てに配慮されたすぐれた製品・空間・サービスなどを表彰するキッズデザイン賞を主催させていただいておりまして、ことしで 12 回目を迎えております。

この電気ポットについては、早いものは平成 23 年に受賞されていまして、そういったも

のを中心にかねてから消費者庁様の報道資料やホームページでの情報発信に取り上げていただいたり、本日の資料の中でもご紹介いただいたりしております。

今回、先ほどからお話が出ておりますが、対策を施された製品と対策を施す前の製品がどれぐらいこの事故情報の中にまじっているのかというところの実態といったものも明らかにしていくことが次の手を打つための有効な道筋かなと思ったりしております。今後ともよろしく願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

最後に、製品安全の研究に取り組んでおられます産業技術総合研究所の西田委員様、お願いします。

○猪俣生活安全課長 すみません。順番としては松田委員のほうがよろしいかと。

○越山会長 すみません。失礼しました。

子育てひろば全国連絡協議会の松田委員様、お願いします。

○松田委員 ありがとうございます。全国に8,000カ所ある地域子育て支援拠点という産前から産後、幼稚園とか保育園に所属する前に主に出かけられるような居場所をやっている人たちの全国のネットワークです。

最近働いている人たちも多いので、土日の開設とかもふえてきたので、割と全方位的に利用者がふえているところで、直接、乳幼児の家庭とかかわれる、どなたでもということでは、かかわれるところです。

私も先ほどお伺いして同じように感じたんですけど、祖父母世代のところでの事故が多いのではないかなと感じていて、先ほどおっしゃられた機能の違いというので、お家では安全でもおばあちゃんちに行ったら簡単に出るようになっていて。だからそこで起きてしまうのかなというのがちょっとありました。

実際もやはりケトルを利用されている方のほうがほとんどであったり、あと震災以降、ウォーターサーバーをご自宅に持っていらっしゃる方が結構ふえていますので、電気ポットの利用というのはちょっと減っているのではないかなというのが何となくな実感です。

ただ、お湯を手元に置いておくということに関しては、ここに出ている以上にヒヤリ・ハットが相当数あるんじゃないかと思っていて、出てこないけれども啓発というのはすごく実効性があるのかなというふうに思っています。

ただ、具体的に対策が家庭でとりにくいというのが電気ポットに関しては感じていて、置き場所を変えとかいっそ使わないとかそういうことしかできないのではないかと思

ますので、製品が安全であるということも逆にこの電気ポットの調査の中で、電気ポットはある程度安全だけど、それ以外がまだちょっとまだまだ課題が多いとか、そういうことも見えてくるといいのかなとも思いますし、ざっくりと全部電気ポットって言われちゃうことを少し整理するという意味で、今回の調査やアンケートは大事になるのかなというふうに感じています。

いずれにしても、毎日のように実家にあっただみたいな時代がもう過ぎ去っているので、電気ポットそのものに関しても注意喚起って相当この数年は薄らいでいると思いますので、この機に少しそのことを考えられるといいのかなというふうに思います。

昔に比べると座卓というのが減っているので、椅子とか机の文化になってきているので、電気ポットのもともと置いておく場所というのも家の中で変わっていると思うんですね。スライド式の食器棚とかがせまいお家でも使えるようになってスライド式になっていたりとか、いろいろなことも複合的になって倒れやすいというものもあるかもしれないんですけど、倒れてもお湯が出ないというのは本当に目指すべきものだろうし、蒸気が減ってきたのもこういう研究のおかげと思っていますので、引き続きお願いしたいところです。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、副会長もお願いしております西田委員、お願いします。

○西田委員 産業技術総合研究所の西田と申します。

この事故のデータなんですけど、やっぱりこれも実態というか、それを反映しているもので、よく先ほどもどなたかからあったんですけど、安全性と使いやすさの両立が大事ですよという話必ず出てくるなと思うんですけど、私の観点からすると、事故というのも都民のサイレントボイスというか、聞き取りで出てくるものとは違って実際に起こっている。非常にニーズの情報じゃないかなというふうに思っているんで、やっぱりそれはきちんと受けとめる必要があるのかなと思っています。

資料1の左のところ（「東京都が把握した事故事例」）はケトルがちょっとまざっている可能性はもちろんあるんですけど、確か右下のもの（「乳幼児のやけどの危険」ヒヤリハット調査分析）に関しては、イラストを入れたアンケート調査をやったんで、基本的にはポットで起きている、ポットだけで起きているというデータだと考えていいんじゃないかと思っています。

これだけのことが起きているんで、やはり対策をしなきゃいけないところはあるのかな

と。今回、もう一回実態調査をして使用実態を明らかにするということと、それからどういふところに課題があるのかというのを明らかにするといふのかなというふうに思っています。

それから、後の議論になると思うんですけど、以前、我々が事故データを集めるときに、写真も撮って、どういふもので事故が起きたかというのを調査したことがあるんですけど、その中にやっぱり電気ポットがありまして、それで横転したときにドボドボ漏れて、ケトルじゃないですよ、漏れてやけどを起こしたという事例があつて、それを送ってもらったんですよ。明らかに古い。やっぱりたくさん、使用年数が長くなるとそういう危険があるという、その注意喚起はやっぱり足りていないなというふうに思っていて、何かそういうのもできると、やっぱり10年とかね、さすがに使うとよくないよと、そういうことも言えるといふなとは思っているんですけど、ということで、今回の使用実態と、あと我々、実験のほうもちょっとお手伝いさせていただくことになっているので、それで子供がこういうことができちゃいますよとか、そういうところをもう少し明らかにできるといふなというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○越山会長 どうもありがとうございました。

いろいろとご意見いただきたい部分はございますが、次の議事に入らせていただければと思います。

今日、皆様からご意見いただいた中でも、確かに事例だけでは明確にポットかケトルかはわかりにくいなというのもあるのは事実であろうと思われまふ。

また、生産販売台数も明らかに減ってきていることから、利用環境の変化もあるということもやっぱり認めなければいけない部分かとは思ひます。

しかし、そのような中でもポットの潜在的な事故の可能性があり得るのであれば、やはり前向きに考えていくべき部分があるのかもしれないと思ひます。

皆様から今いただきましたご意見につきましては、以降の議論のための論点整理をしていく上で参考にさせていただければと思ひております。

本件に関しましては、次の協議会で引き続きご検討いただけるように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

まだご意見等もおありの方もおられるとは思ひますが、ここで議事の2に入らせていただきたいと思ひます。その後、またお時間のある範囲内でご意見等をいただければと思ひております。

それでは、議事の（２）に入りたいと思います。まず、資料６と資料７について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○松田課長代理 それでは、子供に対する電気ポットの安全に関するアンケート調査案と検証実験案についてご説明いたします。

まず、アンケート調査案になります。資料１の４ページ右上と資料６の１ページをご一緒にごらんいただければと思います。

まず、本調査は、電気ポットについて使用実態と危害やヒヤリ・ハット経験事例を調査・収集し、本協議会で協議する際の参考資料とすることを目的としております。

調査地域と調査対象者は、東京都に居住・在勤または在学する１歳以上６歳以下の子供を育てており、電気ポットを使用している男女１,０００人以上というふうに考えております。

なお、東京都に在住・在勤・在学で調査対象者の収集が難しい場合には、資料６では近隣３県となっておりますけれども、さらに首都圏１都６県を対象にすることもありますということをご承知おきいただければと思います。

調査方法は、ウェブを利用したインターネットアンケート調査を行います。まず、プレ調査を行い、調査対象者としての条件を満たした１,０００人以上に対して本調査を行います。調査項目の大枠は、まず１点目としましては、電気ポットの使用実態、２点目としましては、子供の電気ポットでの危害、ヒヤリ・ハット経験の事例、それから３点目としましては、子供の電気ポットによる事故の認知度、防止対策の実施状況となります。

それでは、アンケート調査案の設問について要点を絞ってご説明いたします。資料６、２ページから３ページを見ていただければと思います。

この設問につきましては、プレ調査、属性に関する設問となります。質問６で電気ポットを選択された方１,０００人を本調査の対象といたします。その際、ご自身が使用している製品をきちんと認識してもらうため、イラストや説明文を掲載し、電気ポットを使用している方を確実に把握する工夫をいたします。

４ページをごらんください。このページから本調査となります。

質問１から４までは、使用している電気ポットの種類や選んだ理由、購入方法についての設問となります。

次に、５ページから７ページを見ていただければと思います。質問５から９までは、使用している電気ポットの使用目的、使用方法、頻度、使用場所、使用年数などについての設問となります。

次に、7ページから10ページを見ていただければと思います。質問10から19までは、危害、ヒヤリ・ハット経験の有無、そのときの年齢、場所、電気ポットの置き場所、危害、ヒヤリ・ハット経験の内容、その考えられる原因、報告の有無などについての設問となります。その内容につきましては、自由記述の設問も設けております。

次に、10ページから12ページを見ていただければと思います。質問20から25までは、電気ポットによる子供の事故の危険性の認識、事故防止対策の有無とその内容、事故防止情報の入手経路、安全上の注意表示、注意事項の確認についての設問となります。電気ポットの安全性については、自由記述の設問も設けてございます。

アンケート調査案の説明は以上となります。

続きまして、子供に対する電気ポットの安全に関する検証実験案についてご説明いたします。資料1、4ページ右下と資料7を一緒に見ていただければと思います。

本実験では、子供に対する電気ポットの安全性について検証を行いたいと考えております。この実験につきましては、西田副会長が所属される国立開発研究法人産業技術総合研究所にご協力いただき、実施したいと考えております。

実験内容は、これまでも説明したように、転倒による事故事例が相対的に多かったことから、大きく一つは電気ポットの転倒に関する検証実験を行いたいと考えております。

まず、その一つ目としましては、転倒流水試験を行いますけれども、20点程度の電気ポットを検体としてJISまたはSマーク認証基準の転倒流水試験を行います。そのうち、検体20点のうち、半分の10点程度は中古品を使用したいというふうに考えております。その理由といたしまして、家庭で使われている電気ポットは、製造後相当経過しているものもあるため、ふたのパッキン等が経年劣化して転倒したときに流水するおそれがあるというふうにこちらでは考えております。

しかしながら、委員の方への事前説明の中で、中古品は使用や保管の状況がさまざまであり、またその履歴もわからないため、実験時点での製品の経年変化が把握できない中で検証実験を行う意味はないというようなご意見、またその結果についてまとめることができないのではないかという意見などを頂戴しております。

次に、2点目の実験案としましては、コードの引張試験でございますが、これは10点程度のマグネットプラグの電気プラグポットを検体として、コードを引っ張り、電気ポットが倒れずにマグネットプラグが外れるかどうかを検証したいと考えております。また、その際に、設置面の材質や電気ポット内の水量の違いを比較したいと思っております。

既にご報告しましたように、マグネットプラグに関連する事故事例につきましては、コードをひっかけたり引っ張ったりさまざまな事例がありました。ただ、想定する条件全てで実験をすることは難しいと考えておりますので、例えば厳し目の条件で引っ張り方としては徐々に引っ張り荷重を加えていくでありますとか、引っ張る方向はマグネットプラグに対して水平に引くということ、あとは設置面の状況については床とか床にテーブルクロスを敷いた状態にするとか、あるいは水量は容量の半分で、本体の重量が割と軽い状況を考えていますが、ご意見等があれば伺いたいというふうに考えております。

次に、3点目といたしましては、ふたの開操作に必要な力の減少を10点程度の電気ポットを検体としてふたのつまみを押す力とつまみを引っ張りふたが開く力を荷重測定器で測定したいというふうに考えております。

次に、4点目としましては、モニターテストになりますけれども、子供さんが電気ポットのふたを開操作できるかどうか検証したいというふうに考えております。1歳、2歳、3歳の子供さん7人程度で行いたいというふうに考えております。

今までは転倒にかかわる実験でございましたけれども、次に、大きく二つ目としまして、給湯操作などによる事故も起こっておりますことから、電気ポットの給湯ロック解除と給湯操作に関する検証実験を行いたいと考えております。

まず1点目としましては、電子制御式と機械式の給湯ロック解除に必要な力の測定をおのおの10点程度の検体で荷重測定器を用い測定したいと考えております。その際には、解除にかかる時間も測定したいというふうに思っております。

2点目としましては、機械式給湯ロック解除の子供さんのモニターテストを1歳、2歳、3歳の子供さん7人程度で行いたいと考えております。

それから3点目としましては、電動給湯方式の給湯操作に必要な力の測定を電動給湯方式とそれから兼用式の電気ポット10点程度の検体で行って、荷重測定器で測定したいというふうに考えております。

それから4点目としましては、エア給湯方式の給湯操作に必要な力の測定をエア給湯方式、それからエア給湯が入っています兼用式の電気ポット10点程度の検体で行い、荷重測定器で測定したいというふうに考えております。

5点目としましては、エア給湯方式の給湯操作に関する子供のモニターテストを1歳、2歳、3歳の子供さん各7人程度で行いたいというふうに考えております。

以上、検証実験案の説明となります。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明いただきましたアンケート調査の案と、検証実験の案について、これからご議論をいただければと思います。以降、順次実施していくこととなりますので、ご意見等がございましたら、この場でできるだけいただければ幸いに存じます。

最初に、アンケート調査、それから引き続き検証実験方法について順番にご議論いただければと思います。その前に、これらの実験・調査を実施する上で、前提条件になる幾つかの要件があろうかなと思いますので、会長のほうから業界の皆様にご教壇に上がっていただきたい点が1点ございます。電気ポットの耐用年数というかライフサイクルというのは、通常、何年ぐらいと考えればよろしいのでしょうか。もしよろしければお教えいただければ幸いです。鳥飼さん、どうですか。

○鳥飼委員 耐用年数に関しましては、ちょっと各会社さんがあるのでなかなか答えづらいんですけど、まずはパッキンとかそのあたりは交換してもらおうという前提で、大体大きな会社さん、すみません、これはJEMAとかじゃなくて一般論としては大体10年プラスアルファぐらいだとは思っております。実際に、こういうふうな試験を我が社とか試験するときは、結構加速試験ができるものとできないものがあるんです。ご存じのように、お湯を入れて沸かして保温して捨てて、それを繰り返す。人力で繰り返すので、大体数年単位の耐久試験を課するのを短くやるものでして、結構そういうのでそこそこ安全に終わるんだねと、ヒーターとかが切れていくよねという形とか、ここまで来れば大丈夫かなという形をちょっと見ているので、それはちょっと各会社さんの判断があると思いますけど、先ほど言いましたように、10年以上はある程度もつようにはなっているかなというので、すみません、ちょっと大まかな回答ですけど、よろしいでしょうか。

○越山会長 ありがとうございます。

製品には耐用年数みたいな表示みたいなものは特にないということですね。

○鳥飼委員 ジャーポットのほうには、そういう長期使用の耐用年数の記載のものがございませんので、ただ、当然、製造年月日の部分は記載をしないといけないので、お客さんのほうで大体見ていただくという形になっています。多分、一番心配されるのは、パッキンの話だと思うんですけど、それはパッキンを交換できるような消耗品という形でお客さんが簡単に交換できるという形でお店のほうでも購入できるようになっております。

○越山会長 どうもありがとうございました。商品知識が余りないため、参考になりました。

それでは、アンケート調査の案について、先ほどご説明ございました。このアンケート調査案に関しまして、ご意見等賜れば幸いです。何でも結構ですので、お願いいたします。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 先ほど発言させていただきましたが、事前のアンケート（プレ調査）をみると、ご自分のことだけを質問している感じがするんですけども、さっきの事故例からも実家ですとか親戚の家とかでの事故もありますので、そこを調査する方法が何かアンケートであるのでしょうか。これでは事故が起きている現実が全部漏れちゃうのかなという心配があるんですけども。

○猪俣生活安全課長 すみません、ご質問の趣旨としては、場所ということでしょうか。

○鈴木委員 すみません。「あなた」の性別から最初に事前調査が入りますよね。「あなた」のことをずっと聞いていきます。子供もいらっしゃいますかと聞いていきます。で、「あなた」はふだん、お湯を沸かすか。「あなた」のことを聞いているんですが、そうではなくて、先ほどの事故事例では、実家ですとか祖父母宅での事故があるんですが、そういう情報をこの中で得ることは難しいんでしょうかという質問です。

○猪俣生活安全課長 アンケート上難しいところがあるんですけども、まず、電気ポットに特化して、今回、調査させていただくというところが一つありまして、仕組みといたしましては、電気ポットを使用している方を1,000人、次の4ページ以降の使用実態として確認していくということなんです。あとは、質問の12に、やけどになった場所はどこですかと聞いたときに、自宅、祖父母、親戚の家とかというのがあって、使用している実態と事故が起きた場所というところの関連性をつけるのは難しいんですけども、ある程度、使っているだろうということを絞り込んだ上で、こういう形で場所とかは確認するということはしていきたいということになっております。

○越山会長 今の回答でよろしいでしょうか。多分、ご指摘の点は、自分のお家だけでなくお孫さんがおじいちゃんのところに行って、そこでやけどしそうなったよというような事例は拾えるのですかというご指摘もあると思いますし、あとは公民館とかで用意されているもので、子供がやけどしたりするケースなどは、この聞き方だと聞きにくいのではとご指摘ですよ。

○鈴木委員 1回目のこの調査（プレ調査）で、振り落とされてしまう可能性があるのかなと思ったんです。「あなた」のことしか聞いていないので。ちょっとそれが心配だったものですから。

○越山会長 その部分は確かにそうですね。そういう被験者層をうまく抽出できる形式にできるかということですね。今のようなご指摘があったということを踏まえて、対応が可能かなどを事務局のほうでご検討しておいていただければと思います。

そこまで盛り込むことは難しいのであれば、それは仕方がないのかなという気はします。調査方法の変更を伴う部分がございますので。

○猪俣生活安全課長 議論を重ねてまいりましたが、検討させていただきます。

○越山会長 ぜひお願いいたします。ほか、何かございますでしょうか。お願いします。

○松田委員 子育てひろば全国連絡協議会の松田です。

調査対象者の（２）のところで、１歳以上にしたところの理由を伺いたくて、一応、半年ぐらいからは事故が起きる対象なのかなとは思うんですけど、その経験を含めて１歳から聞くということなのか、ちょっとその辺を教えていただけたらと思います。

○猪俣生活安全課長 先ほど６カ月から１１カ月が多いという実態があるというところを今回把握しています。松田委員もおっしゃられたんですが、経験値を広くとったほうがいいと思いますので、６カ月から１１カ月と認識すると、大体１歳あたりの方から聞いていったほうが事故やヒヤリ・ハットの事例というのが浮き彫りになるのかなと思ひまして、１歳からにしているという状況です。

○越山会長 ２ページのところにも同居されているお子様の年齢として１歳未満という選択項目がありますが、これは過去に、１歳未満のときの経験について聞いているという見方でよろしいのでしょうか。

○松田委員 兄弟ですよ。

○猪俣生活安全課長 お子さんが何人かいらっしゃる方がいますので、ご兄弟とかを想定しています。

○越山会長 なるほど。わかりました。

○猪俣生活安全課長 そこはきちんと説明しないとイケなかったです。そういうふうに見える方もいらして、すみません。

○越山会長 とんでもございません。ほか、何かございますでしょうか。山中先生。

○山中委員 山中です。

先ほどちょっとお話が出たと思うんですが、私はポットが倒れて、お湯がジャバジャバ出てきてやけどした事例を診たことがあります。そのとき初めて、パッキンが劣化していたために事故が起きたことを知りました。このパッキンのことについて、一般の人は定期

的に交換が必要なことをご存じないのではないかと思います。このアンケート調査の中で、パッキンのことを知っているかとか、パッキンが製品についているかどうかを聞くというのではないか。多分、一般の人は認識していないんじゃないかと思います。そういう項目も一つ入れておくといいと思いました。

以上です。

○猪俣生活安全課長 ありがとうございます。

パッキンにつきましては、先ほど鳥飼委員の話がありましたけど、基本的にはそれぞれメーカーさんの取り扱い説明の中で1年ごとに確認してくださいとか、劣化したら交換してくださいとか、触れられております。ですが、山中先生がおっしゃったように、余り意識しないでそのまま使い続けている方が結構いらっしゃるのではないかと思います。7ページの質問9で交換有無を入れています。そういう状況のようでしたら、啓発につながると思いますので、探っていきたいと思っております。

○越山会長 お願いします。

○松田委員 交換することを知らなかったというのをに入れていただけると。全然知られていないと思います。

○猪俣生活安全課長 そもそも交換した、しないではなく、そういうこと自体を知っているか、ちゃんと取扱説明書を読まれていない方もいらっしゃるということですね。そこは検討させていただきます。

○越山会長 ぜひお願いします。交換のパッキンはスーパーかどこかで売っているものなんでしょうか。

○鳥飼委員 電気店や量販店さんとか専門店さんに行けば、パッキンと言っていれば交換パーツはあります。基本的に1年とは書いておりますけども、使い始めて蒸気がちょっと漏れてきたなとかという形ではお願いするから、使ってきたら、何かちょっと蒸気が漏れてきたかなとか、そういうときにメーンで交換してもらうような形が多いんだと我々は認識しております。

○越山会長 ありがとうございます。

ほか。お願いいたします。

○杉山委員 4ページの質問3のところなんですけれども、こちらで選択した理由の中に、安全対策の転倒流水防止設計ですとか蒸気レス・蒸気セーブというのは選択できるんですけども、購入理由ではなくて、そもそもそのポットにこういった対策が施されたものを

お使いなのかどうかというのも、この理由とは別に調べておく必要があるんじゃないかなと思うんですけども。それによって実際に対策を施したものを使っていたのに事故に遭われたのか、対策を施していないものを使っていたがために事故に遭われたのかというところの振り分けができるのかなと思っています。

○越山会長 なるほど。それは製品の製造時期やメーカー名などは聞けるものでしょうか。

○猪俣生活安全課長 これはちょっと私の私的な考えですけど、なるべくアンケートを複雑にしないというか、なるべくお答えになれるように簡略化したいところもあるので、貴重なご意見というところもあるんですが、そのあたりは考慮しながらアンケートをつくっているというところがございます。

○越山会長 はい。可能な範囲内でできるだけご検討いただければと思います。

ほか、何かございますでしょうか。お願いします。

○松田委員 先ほどのご指摘もそうなんですけど、実際の経験のときに、自分のお家じゃないポットだった場合に、どのポットかがやっぱりわからないですよ、これだと。自分のところで使っているのはすごい安全対策とかいろいろ聞かれていますけど。7ページの質問10以降でやけどしたときのポットは、場所とかは聞かれていますけど、どんなポットかは聞かれていない。それはいいんでしょうかね。実際に自分のところだったら、そのままでいいと思うんですけど。

○越山会長 確かにそうですね。うまく区別してわかるような調査結果が得られるといいとは思いますが、ウェブ調査ですので、被験者に長時間の回答を望むのは無理な場合もあるので、ある程度の割り切りは必要かも知れません。

お願いします。

○猪俣生活安全課長 ありがとうございます。

7ページにの質問10で、やけど、やけどをしそうになった経験を聞き、り、質問15で、やけどしそうになった電気ポットは質問1で回答した一番よく使うポットですかという聞き方をしていますので、電気ポットが特定できるというつもりですが、場所によってちょっと難しい側面があるかと思っています。

○松田委員 枝分かれで質問が入るということですか。

○猪俣生活安全課長 。が、家で使っているものとほかで使っているものというところを、そこら辺を整理するのは厳しいかもしれません。少し検討させていただいたほうがいいかなとも思います。

○越山会長 よくわかりました。

○猪俣生活安全課長 全体的に問数をなるべく絞って、合理的にできるかどうかがありますが、ちょっとご意見として承ります。

○越山会長 よくわかりました。必要な調査事項をできるだけ明確に抽出するというふうな割り切りもやっぱり必要な部分があると思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

○猪俣生活安全課長 割とほかで起きているというご意見も結構いただいたんで、ちょっとそのあたり、できるかどうか難しいですが、その意見を踏まえて。

○越山会長 こういう聞き方だとうまくデータを抽出できるようになるのではないかなどのご意見等がございますか。はい、お願いします。

○山田委員 すみません、山田でございます。

アンケートの確認で申しわけございません。ポットになっているんですけども、ケトルは今回、入らないんですか。

○猪俣生活安全課長 本当はそういうご意見もあろうかと思うんですけども、今回、ポットに特定していますので、ポットについてのみアンケートするということなので、ケトルを選んだ方は進まない形になっています。

○山田委員 わかりました。お店に来られるお客様の多くはポットを持っていてケトルを追加でお求めになりたいというお客様も多いので、そうすると、事故の事案としては、例えばポットは持っているけどもやけどはケトルということもあるのかなと思いましたので、ご自宅でないところというのもあったと思いますけども、ご自宅のほうでのやけどの事案はポットは持っているけどケトルだったというケースもあるのではないかなとちょっと感じたものですから。わかりました。

○越山会長 ありがとうございます。

○猪俣生活安全課長 今のところ、一番使うのが一応ポットということなので、ポットもケトルもあるお宅もあると思うんですけど、事故事例をとるのに、やっぱりポットを主に使うというほうがとりやすいのではないかとこのところ、今、動いています。

○越山会長 いかがでしょう。ほかに。お願いします。

○鳥飼委員 すみません。ちょっと一つはお願いと、一つは要望なんですけど、まず最初のほうは、お願いというのは、やっぱりさっきの電気ポットとケトルというのはやはり日本人というのはすごいわかりづらいんです。先ほど言いましたように、もうポットとケト

ルの境目が今、なくなってきておりまして、さっきの保温ケトル、真空保温ケトルがもう俗称ポットなんですね。エレクトリックサーモポットですから、俗称ポットになってしまっているんで、この電気ポットというところが非常に曖昧。絵があるといてもジャーポット型と、ぱっと見てジャーポットのようなケトルも実際あるんです。そういうのもありますので、もう少し電気ポットとケトル、そこが明確にわかる、日本で言ったらジャーポットのことですと、例えば保温ができるものとか温調できるものでこのようなケトル、ジャーポットじゃないというやつをちょっと分けていただきたいというのがお願いが一つです。

もう一つ、これもお願いに近いんですけど、質問6のところ、結構、これは大きな重要な、資料みたいなものかなと思ひまして、我々としてもやはりポットとかケトルとか、今実際どうなっているのかと、ここではないかと思うんですけど、今後のことを考えて、将来につながるかもわからないですけど、今、我々はケトルがふえてきたというのはつかんでいるんですけど、実際にどうなのかということをつかんでいただけたものが今後のほうになるのではないかと思ひまして、この質問6のところを大事にさせていただけたらいいかなと思ひます。

○越山会長 ありがとうございます。

○猪俣生活安全課長 ちょっとご相談させていただきます。使えるイラストとかそのあたり、どこまで対応できるかですが、お知恵をいただければと思ひます。よろしく願ひします。

○越山会長 それでは、まだご意見等あろうかと思ひますけど、時間の関係もございまして、ここでもう一つの検証実験案についてのほうに進めさせていただければと思ひます。

それでは、検証実験の案に関して、ご意見等ございましたら、願ひいたします。

○松田課長代理 すみません、先ほど検証実験案についてご説明したんですけども、大きく二つ目で、電気ポットの給湯ロック解除、給湯操作の検証実験を行うというお話をしましたけれども、この中で、エア給湯方式のポット、それから兼用式、電動給湯とエア給湯が兼用されているものについては、今、市場に出回っている製品が余り多くはないので、うちのほうで調達する状況によっては、10点集められない可能性があるということをご承知いただければというふうにご考慮しております。

○越山会長 目標ということですね。

それでは、この検証実験案についてご意見またはご質問等ございましたら、願ひいた

します。どうぞご遠慮なく。お願いします。

○鳥飼委員 検証実験で、給湯ロック、特に電子操作の解除の必要な力の測定ということをやられているんですけど、この意味を教えてください。特にチャイルドレジスタンスのところで、子供のところで4.5ニュートンですか、そういう力でありまして、ジャーポット、軽いやつは倒れてしまうと思うんですよ。そういうのもちょっとありまして、非常に気になるなど。また、今度はふたのほうの開閉のほうですけど、余り重過ぎても今度、倒れちゃうというのがあるんで、このあたりの、特に電子制御のほうですね、そういう意味でこのような力をやったのはなぜかなと思ひまして、もうこういうボタンというのは大体規格基準が決まっていますので、国際的にも大体アクセシビリティの規格基準、今、IECでも結構動いているんですけど、大体ミニマムでも10ニュートン、だから1キロか0.8ですか、800グラムみたいなのが一つの基準であるので、ちょっとこれの意味を教えてくださいなと思います。

○松田課長代理 今、電動給湯方式の電子ロックあるいは給湯キーにつきましては、鳥飼委員がおっしゃるように、簡単に押して解除なり給湯ができるというふうになっております。私も電気ポットを持っていますけれども、弱い力ですぐ解除、給湯ができます。それを逆に子供さんでも押して解除ができることを確認するために、この実験を行わせていただきたいというふうに考えております。簡単に子供でも解除できるんだよということを再確認するという意味で実験を入れているというふうにご理解いただければと思います。

○越山会長 今、言われたのはIECの60335のことですか。

○鳥越委員 いえ、335ではなくて、今、やっぱりそういうアクセシビリティとか動きがありまして、やはりハンディキャップを持った方々とかいろんな人たちがうまく操作できるという規格基準も、こちらのほうもございまして、大体、こういうスイッチ、タクトスイッチとかそういうスイッチというのはもともと押す力は決まっているんですね。だから、大体、300グラムから500グラムが大体一般的で、そこから幅をとって、0.2から0.8、そのあたりを大体、一般的にミニマム。そういう基準がもともとあったりとか、もともと電子式なんで、そういう設定が決まっていますよね。さっき言ったように、ジャーポットとか見ていて前半、飛び出しているところで、そこで四、五キロも押したら逆に倒れてしまうということなんで、ここのを見ていただいたらわかると思うんですけど、なぜこのような規格、さっきの子供が簡単に操作できるというのは、もともと我々から言ったらそういうふうになっているし、簡単に操作できるということだったんで、何の意味があるのかな

と。機械式のそういうのだったらまだ話はわかったんですけど、逆にかた過ぎたりとかそういう別の転倒の危険性とかというのはわかるので、ここは何を意味したのかがちょっとよくわからなかったんです。

○西田委員 これ多分、意図なんですけど、恐らく軽過ぎるんで、子供には押しにくいように重くすべきだという結論を導きたい実験じゃないと思うんですね。消費者に対して、いろんなところに置いておくと子供でも簡単に押せるようにもともとできているから、そういうものですよというのを改めて言うための数値が欲しい。そのときに、こういうボタンの規格だからはずかずにこんなものですよというのはちょっと乱暴なんで、改めてはかってみいたいという意味じゃないかなと思ったんですけど。製品がまずいというための実験じゃなくて、簡単に押せるようにもともとできているというのを改めて。だから、どちらかという注意喚起向けのデータなのかなとは思ったんですけど。だから、確かに5キロ、あのデータも我々がとったのでわかっているんですけど、そんな基準をつくるのかそういう方向性を出すためではないと思います。全く違うと思います。

○鳥飼委員 そうですよ。ふたの開閉も含めて余りにも強力ですと、チャイルドレジスタンスの四、五キロでしたら簡単なものだったら動いてしまうんで、どうしてかなというのがちょっと疑問に思っています。これをあわせてチャイルドレジスタンスの資料も配られたんで、この関係はどうなっているのかというのが非常に不安になっていました。

○越山会長 先ほどNITEさんのほうから出た資料では、1歳児が31ニュートン、2歳児が42ニュートン以上と書いてありましたが、これは子供の操作力がその辺であろうという、人間工学的なデータによるものやアクセシビリティの参考規格等をお使いになって出てきた数値なんでしょうか。

○三好委員 このデータにつきましては、実はウォーターサーバー規格案を検討したときに、ボタンを押した時の力を計測したデータを使っています。ボタンを押すというので1歳児だったら30ニュートンぐらい。

○越山会長 わかりました。実際の子供の計測データから参考にしたということですね。ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。お願いします。

○鳥飼委員 コードの引っ張り試験に関してなんですけど、さっき力のかげんをゆっくりとかいろいろ言われていたんですけど、これは実際に転倒するとき、私も気になっているところがあるんですけど、我々も当然、JIS規格とかそのあたりでこういう規格、マグ

ネットプラグもありますし、その辺を守らないと逆にトラッキングですね、そういう離接着とか火災とかもありますので、結構気にしているところなんですけど、転倒のさっきのデータとかで引っ張ってしまったとか足をひっかけたとかという形でのそういう再現とかというのではないんですか。今言うと、ゆっくり、じっくりと言われると、何かちょっと実態と違うような話に聞こえたんですけど、そのあたりは試験方法とかというのは何かどうなんでしょうか。

○猪俣生活安全課長 すみません。引っ張りの試験については、細かくやるというのはなかなか難しいので、再現実験という形ではなく、我々の事務局のほうで考えさせていただいたのは、一応、難しい条件ですよね。だから、マグネットプラグが外れるときに、外れるために一番難しい条件を設定して、それが外れるんだったらほかにも外れるという形の条件で、一番難しい条件でやったらどうかということでご説明をしたという状況です。水平という条件のほうが一番難しいので、それがクリアできれば、ほかにも普通に外れるだろうとか、引っ張りを徐々にやったほうが外れるだろうとか、そういう観点で、それでやればほかにもクリアできるという、そういうご説明でしましたので、事故の態様から再現ということじゃないですね、そこは。

○越山会長 ほか、何かございますでしょうか。今の部分、もう少しまだ議論を詰めた部分があるかとも思われますが。

ほか、何かございますでしょうか。どうぞ。

○鎌田委員 最近では私もこれは使っていないので、最近の製品状況というのはよくわからないんですけども、電気ポットの安全対策ということで、資料3の5ページのところにロック機能というのがございまして、ここにも書いてございますように、給湯ボタンを押しても何秒かすればロックがかかってロック解除しないと次の給湯操作ができないということだと思っておりますけども、これとは別にチャイルドロックという機能がほかの製品にはついているものがありますけども、ポットにはチャイルドロック機能はついていないんでしょうか。市場のものに。売られているものに。

○鳥飼委員 すみません、ちょっと私も全部をつかんでいないので申しわけないんですけど、一般的にチャイルドロックという言い方をしたときに、全ての操作ができない、例えば湯沸かしボタンが押せないとか温度調整ができないという形でのチャイルドロックということを一般的に言われると思うんですけど、その言う機能は余りちょっと存じないです。一般的にメーカーとしては、すみません、ちょっと全部調査していないので、また弊社の

話なんですけど、大体二つの操作をして、最初に言われたとおり、まずある操作をして、別のボタンを押して、別のボタンを押すという形ですと。それで手を放して入れますよね。入れ終わったときに、そこでもう一回ロックするということが忘れないようにという形で、時間がたつとまたロックするというような形で自動ロックみたいな形を採用させていただいているところが多いと認識しています。弊社もそうですけど、そういう形になっています。

だから、突然子供さんがぱっとさわっても二つの操作なんですよということが弊社はそういうことでやらせてもらっているんで、大体他社さんもそういう形が多いかなという認識です。

○鎌田委員 ありがとうございます。

○越山会長 司会の不手際で、ちょっと時間が押してまいりましたので、このあたりで1回ちょっと議論を中止させていただければと思います。

基本的にはアンケート調査の件に関しましては、幾らかのご意見等がございましたが、対応可能な範囲内で事務局のほうでご検討いただければと思います。

それから、検証実験のほうは、大きく転倒性の実験、ふたがあくかどうかという実験、そしてCR機構の実験調査ということになっています。詳細な点で実験のやり方やサンプルの選定など、若干、引き続き懸案事項は残ってくるかもしれませんが、基本的にはこの大きな三つの柱で検証実験を進めていくことにご同意いただけたかと思われまふ。この大きな方向性でご了解いただければ幸いに存じます。詳細の部分に関しましては、まだご意見等をいただきながら調整していければ幸いに存じます。

それでは、この方向性で実験のほうを組み立てていくということでご了解賜れば幸いに存じます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご理解、ご協力、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

引続きコメントをいただける場合は、来週の8日までというような予定となっていると思います。この辺も含めまして後ほどもう一回事務局のほうからスケジュールも含めましてご確認させていただければと思っております。

それでは、次に、議事の3の今後のスケジュールについての説明について、事務局のほうからお願いしたいと思います。

○松田課長代理 それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。資料8を見ていただければと思います。

本日、幾つかアンケートにつきましましては意見をいただきましたけれども、基本的にご承認いただいたというふうに考えております。アンケート調査につきましましては準備を進めまして、8月中旬以降の実施を予定しております。本日、いただいた意見のほかに、何かお気づきの点がございましたら、来週8日まで、今、会長もおっしゃいましたけど、8日までに事務局までにご連絡いただきますようお願いいたします。

それから、検証実験につきましましては、8月下旬以降から準備を始めまして実施していく予定としております。実施前に実験条件等の詳細について説明を行います。日時等につきましましては、事務局より委員の皆様にご連絡させていただきます。

それから、次の第2回協議会になりますが、10月下旬を予定しております。今後、日程調整等のご連絡をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。第2回協議会では、アンケート調査と検証実験のうち、モニターテスト以外の結果についてご報告いたします。また、調査結果や委員の皆様方からのご意見を踏まえ、課題及び対策案を整理してまいります。委員及び特別委員の皆様には、こちらについてご検討いただきます。

その後、第2回協議会で協議いただいたご意見を反映して、報告書の素案を取りまとめまして、委員及び特別委員の皆様にご確認いただきます。

12月の開催予定の第3回協議会では、検証実験のうち、モニターテストの結果と報告書の素案について協議させていただきます。第3回協議会でいただいたご意見を反映しまして、報告書の素案を修正して委員及び特別委員の皆様にご確認いただきます。何回かやりとりさせていただき、報告書の案をまとめていきたいと思っております。

来年2月開催予定の第4回協議会では、報告書の案を決定していただき、東京都に報告していただく予定になっています。

第4回協議会終了後は、東京都は協議会からの報告を受けまして、報告書の公表のプレス発表を行います。消費者への積極的な注意喚起と国や関係する業界団体等への情報提供と要望を行っていきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましましては、説明は以上となります。

○越山会長 ありがとうございます。

この協議会は、実は毎年3回の会議でとりまとめを行っていましたが、実験内容、それからその実験内容に関する安全対策のコンセンサスを十分とれるまで議論していきたいため、前々年度から年度内に4回の会議を実施するようにはいたしております。これはあくまでも関係の業界の皆様や関係機関の皆様のご理解とご協力のもと、妥当な安全対策の方

向性を見出していきたいとのことからです。

それでは、本日の議題がこれで終了とさせていただきます。これをもちまして、本日の協議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時 30 分閉会